

簡易評価型プロポーザル提案書評価要領
(介護認定審査会進捗確認システムサービス提供事業者)

1 目的

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により委託事業者を決定する場合における提案書の評価方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業者の選考

- (1) 企画提案書及びプレゼンテーションの評価及び事業者の選考は、本業務に関係する部局の職員（以下「評価員」という）で行う。
- (2) 評価員は、企画提案書の提出者かつプレゼンテーションの参加者の中から、最も優秀と認められる事業者1者を選考する。

3 選考方法

- (1) 提案内容が要件を満たしていない者、提案見積額が提案上限額を超えている場合は失格とする。
- (2) 企画提案書の記述項目及びプレゼンテーションの内容に関して、選考評価基準を基に各評価員が採点する。
- (3) 各評価員の評価点を平均して算出したもの（少数第2位を四捨五入）を参加者の評価点とし、評価点の最も高い事業者を最優秀者として決定する。
- (4) 評価点が同点となった場合は、各評価員による選考投票で過半数を占めた参加者を最優秀者として決定する。1回目の投票で過半数を占めた参加者がいない場合は、最多得票数の参加者と次点の参加者で決選投票を行い決定する。
- (5) 提出された提案書が1件であった場合については、プレゼンテーションをした後、審査、評価の上、協議し、適切と認めたときは、優秀な提案者として選考する。

4 選考評価基準

内容	主な評価の視点	配点
実績・体制	・本業務の内容と同種または同等システムの納入実績はあるか。 ・運用開始までのスケジュールは妥当であり、円滑かつ確実なシステム導入が期待できる内容であるか。	5

システム機能	・仕様書に記載した各種要件を満たしているか。また、対応策及び代替案等は適切か。 ・仕様書に記載されている内容のほか、本事業実施において効率的・効果的に独自機能や運用提案があるか。	30
管理運用保守	・介護認定審査会進捗確認システムに関する基本的な操作方法、各種設定等に関する問い合わせの受付・回答を行えるか。 ・障害発生時及び情報漏えいインシデント発生時、影響が最小限に済むように適切なアドバイス・サポートを実施する体制になっているか。	10
プレゼンテーション	・要領を得たわかりやすい説明になっているか。また、質問への応答は適切であるか。 ・時間配分を守り、与えられた時間を有効に使っているか。	10
デモンストレーション	・操作はシンプルで扱いやすいか ・検索結果はわかりやすい表示となっているか。 ・要介護認定データの登録・削除・更新は煩雑でなく、単純なものになっているか。 ・アカウント登録・管理は適切であるか。	40
見積書	・見積内容は妥当か。	5
合計		100